

都道府県労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族等に係る
労災補償制度等の積極的な周知の実施について

標記については、従前より事業場、医療機関等を通じた労災補償制度等の周知をお願いしているところであるが、昨今の石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況等を踏まえると、特に特別遺族給付金については未だ申請に至っていない方が多数いる等、必ずしも労災補償制度等の周知が図られていない状況にある。

また、石綿救済法による特別遺族給付金の申請期限(平成24年3月27日)が迫っていることを踏まえれば、より積極的な制度の周知を図る必要がある。

については、下記により労災補償制度等の周知を図ることとしたので、その実施について遺漏なきを期されたい。

記

1 市町村に対する制度の周知

今後、市町村において死亡届を提出する者に対する一層の周知を図るため、別添1を参考として、各市町村に対して周知の要請及び交付するリーフレットの配布等を実施すること。

これに加え、都道府県所在地、特別区(東京都においては、千代田区、品川区、板橋区、足立区に限る。)、政令市、中核市及び特例市や、環境関係部署、健康関係部署などが設置されている等アスベスト対策に深く関わり合いのある市町村に対しては、死亡届を提出する者に対して別添2のリーフレット(以下、「リーフレット」という。)を交付するよう、市町村に直接要請を行うこと。

さらに、石綿関連疾患に係る労災補償制度等の周知について、市町村広報やホームページにリーフレット等の掲載を依頼するとともに、厚生労働省で実施する労災認定事業場の公表等の実施に併せた効果的な周知の実施について依頼を行うこと。

基労補発0809第2号
平成22年8月9日

社団法人日本医師会
常任理事 藤川 謙二 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族等に係る労災補償制度等の積極的な周知について

平素より、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等について特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、従前より事業場、医療機関等を通じ石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知を実施しているところですが、昨今の石綿による健康被害に係る労災保険給付等の請求・決定状況を踏まえると、特に、石綿による健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿救済法」という。)に基づく特別遺族給付金については未だ申請に至っていない方が多数いらっしゃる等、必ずしも本制度等の周知が図られていない現状にあります。

また、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の申請期限が、平成24年3月に迫っていることを踏まえれば、より積極的な周知を実施する必要があります。

つきましては、石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族等に係る本制度等の周知につき御理解、御協力を賜るとともに、貴会をはじめ、都道府県医師会等が実施する会合等において、本制度の周知が図られますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

また、本制度等の周知の実施につき、都道府県労働局労働基準部長より各都道府県医師会会長あて別添のとおり送付することとしておりますので、御理解・御協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本制度の周知を図る観点から、「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の周知用リーフレット」を、各都道府県医師会や労災指定医療機関に対して配布することとしておりますので、併せてご了知いただきますようお願い申し上げます。

2 ハローワークと連携した制度の周知

労働基準部長又は労災補償課長は、局議等局内幹部の意思疎通の場を通じて制度周知の必要性に関する局内の意識共有を図るとともに、本通達による指示以降、局職業安定部にハローワークに配布する別添2のリーフレットの必要部数を確認し、当該リーフレットを配布することにより、制度の周知を依頼すること。

また、制度周知の依頼に当たっては、ハローワークの来客者等から本制度に関する問合せがなされた場合等について、必要に応じて、当該相談者に対するリーフレットの交付や、最寄りの労働基準監督署等の相談窓口の紹介等の対応を行うよう、局職業安定部に協力依頼をすること。

3 都道府県医師会等を通じた周知の実施

各医療機関から、石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族に対して、労災補償制度等を的確な周知を実施するため、都道府県医師会に対して、医療機関に対する石綿関連疾患に罹患した労働者等に対する労災補償制度等の周知について、リーフレット等を広報誌やホームページに掲載する等の取り組みを実施するよう依頼すること。

また、都道府県医師会等が主催する会合等において、都道府県労働局担当者が、リーフレットに基づく説明及び「石綿ばく露歴等チェック表」の説明、石綿関連疾患診断技術研修事業における研修参加の勧奨等を行う機会の設定を依頼すること。

なお、本件周知について別紙のとおり、日本医師会理事あて送付しているもので、別添3を参考に各都道府県医師会に対し依頼を行うこと。

4 環境省と連携した制度の周知

環境省所管の独立行政法人環境保全機構において、石綿健康被害者であって、石綿関係業務に従事したおそれがある者の御遺族に対し、別添4のリーフレットを配布することとしたので、当該御遺族からの問合せに際し、的確に制度の説明や請求勧奨を実施すること。

なお、本件については、環境省と協議済みであるので念のため申し添える。

(別添1)

事 務 連 絡
平成 年 月 日

各市町村 石綿対策御担当者 様

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長

石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族等に係る労災補償制度等の積極的な周知について

平素より、石綿対策の推進についてご配慮いただき御礼申し上げます。

厚生労働省においては、従前より事業場、医療機関等を通じた労災補償制度等の周知を実施しているところですが、昨今の石綿による健康被害に係る労災保険給付等の請求・決定状況を踏まえると、特に、石綿による健康被害の救済に関する法律（以下、「石綿救済法」という。）に基づく特別遺族給付金については未だ申請に至っていない方が多数いらっしゃる等、必ずしも労災補償制度等の周知が図られていない現状にあります。

また、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の申請期限が、平成24年3月に迫っていることを踏まえれば、より積極的な周知を実施する必要があります。

つきましては、死亡届を受理する各市町村に対して、石綿による健康被害を受けた方のご遺族への制度周知を目的として、別添リーフレットを受付窓口に備え付けていただくとともに、石綿による健康被害を受けた方のご遺族等に対して、当該リーフレットを配布していただき、労働基準監督署等に相談を呼びかける等の対応の実施について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、併せて、石綿に係る労災補償制度等の一層の周知を図る観点から、当該リーフレットを、広報誌やホームページに掲載することをご検討いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、下記のとおり、周知用リーフレットを送付いたしますので、本取組に御理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

・特別遺族給付金等の周知用リーフレット

〇〇部

石綿による疾病に
気づいていない方を探しています

石綿による疾病は、
数十年前の仕事でも発症します。

●もう一度思い出してください。

過去に石綿を取り扱う仕事をしていたことがありますか。

または、

過去に仕事で石綿を吸い込んだ可能性はありませんか。

●今、お体は大丈夫ですか。

息切れ、せき、胸が苦しい等の症状が出ていませんか。

※石綿による疾病では、呼吸器系の症状がよく現れます。

中皮腫、肺がん等の病気で療養されていませんか。

※石綿を吸い込んだ方に発症することのある病気です。

●ご家族などで…

中皮腫、肺がん等で亡くなられた方はいませんか。

お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は
都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。

石綿による疾病と認められた場合、

労災保険給付又は特別遺族給付金を受けられる場合があります。



※特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。

平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなった労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方が対象です。

※労災保険給付の請求についても請求期限(時効)があります。

療養補償給付・休業補償給付の時効は2年、遺族補償給付の時効は5年です。

仕事や症状の種類は、厚生労働省ホームページの「石綿情報」をご参照ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

※石綿の業務に従事していた場合、健康管理手帳が交付され、健康診断を受けられる場合があります。
※労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構
ホームページ(<http://www.erca.go.jp/asbestos/>)をご参照ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



厚生労働省

●表面のチェック事項に少しでもお心当たりのある方

まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談ください。

●石綿による疾病^(※1)で療養や休業を必要とする労働者^(※1)の方

(※1)石綿との関連が明らかな疾病として、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿腫、⑤びまん性胸膜肥厚があります。

- 労働基準監督署で労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付の請求手続きを行ってください。
- 過去の療養や休業についても、2年以内であれば請求できます。
- 疾病が仕事上のもの^(※2)と認められた場合には、上記給付の支給対象となります。

石綿を原因とする病気について、労災保険の支給対象に該当しない場合でも、救済給付（環境再生保全機構から給付）の対象となる場合があります。
救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

●石綿による疾病で亡くなられた労働者^(※1)のご遺族の方

●労働者^(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過していない場合

- 労働基準監督署で労災保険法に基づく遺族補償給付の請求手続きを行ってください。仕事による疾病^(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。
- 遺族補償給付の請求権の時効は、亡くなった日の翌日から起算して5年となっておりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

●労働者^(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過した場合

- 労働基準監督署で石綿救済法に基づく特別遺族給付金^(★)の請求手続きを行ってください。仕事による疾病^(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。

(★)特別遺族給付金は平成18年3月26日までに亡くなった労働者^(※1)のご遺族の方に限り支給される給付金です。

- 特別遺族給付金の請求期限は平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。

石綿を原因とする病気について、遺族補償給付、特別遺族給付金の支給対象に該当しない場合でも、救済給付の対象となる場合があります。なお、救済給付の請求期限は、平成18年3月26日以前に亡くなられた場合には、平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。
救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

労災保険又は特別遺族給付金についてのお問い合わせ先：労働基準監督署・都道府県労働局
救済給付についてのお問い合わせ先：独立行政法人環境再生保全機構（☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>）、
環境省地方環境事務所及び最寄りの保健所等でも受け付けています。

事 務 連 絡
平成 年 月 日

都道府県医師会会長 殿

都道府県労働局労働基準部長

石綿関連疾患に罹患した労働者及びその遺族等に係る労災補償制度等の積極的な周知について

平素より、石綿による疾病に係る労災補償制度の周知等について特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、従前より事業場、医療機関等を通じ石綿による疾病に係る労災補償制度等の周知を実施しているところですが、昨今の石綿による健康被害に係る労災保険給付等の請求・決定状況を踏まえると、特に、石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿救済法」という。)に基づく特別遺族給付金については未だ申請に至っていない方が多数いらっしゃる等、必ずしも本制度等の周知が図られていない現状にあります。

また、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の申請期限が、平成24年3月に迫っていることを踏まえれば、より積極的な周知を実施する必要があります。

つきましては、各医療機関において、石綿関連疾患に罹患した労働者等に対する本制度等の一層の周知を図る観点から、リーフレットを貴会広報誌やホームページに掲載することを御検討いただくようお願い申し上げます。

また、貴会が主催する会合等において、都道府県労働局担当者が、リーフレットに基づく説明や、「石綿ばく露歴等チェック表」の説明及び石綿関連疾患診断技術研修への参加の勧奨等を行う機会を設定していただきたく、重ねてお願い申し上げます。

アスベスト作業歴がある労働者のご遺族へ

まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談ください

●石綿による疾病でお亡くなりになられた労働者のご遺族の方

☆労働者がお亡くなりになった日の翌日から5年を経過していない場合

労働基準監督署で労災保険法に基づく遺族補償給付の請求を行ってください。仕事による疾病で亡くなられたことが認められると、上記給付の支給対象となります。

☆労働者がお亡くなりになった日の翌日から5年を経過した場合

労働基準監督署で有給救済法に基づく特別遺族給付金の請求を行ってください。仕事による疾病で亡くなられたことが認められると、上記給付の支給対象となります。

石綿を原因とする病気について、特別遺族給付金、遺族補償給付の支給要件に該当しない場合でも、救済給付の対象となる場合がありますが、労働者で石綿ばく露作業に従事した方とそうでない方で以下のとおり、給付額に大きな差が出る場合があります。

労働者で石綿ばく露作業歴がある方のご遺族

●給付例

☆特別遺族年金

最大で年間**330万円**を支給

☆特別遺族一時金

1,200万円を支給

労災保険・特別遺族給付金の方が給付額が高くなります

左記以外の方のご遺族

●給付例

☆特別遺族弔慰金(一時金)

最大で280万円を支給

労働者として石綿ばく露作業に従事された方のご遺族の方におかれましては、まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談いただくことをお勧めします

都道府県労働局一覧

北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8571	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心1-1-2 ヲド・アクス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8672	千葉市中央区田中央4-1-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-5-7 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025(234)5925
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-2-2-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0261
三重	514-8524	津市島崎町3-2-7-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸タリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町1-3-4-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田1-39	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-1-1-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市方楽町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町1-7-20 大分第2ツライアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町1-3-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559